鬼建発第 109 号
令和６年５月２４日

回　覧

鬼北町長　兵頭誠亀
－(公印省略)－

老朽危険空家除却費用の一部を補助します

老朽化した危険な空家の倒壊による被害防止や、災害発生時に町民の避難や救助に支障のないよう危険空家除却工事の費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、町へ事前調査を申し出ていただき、老朽危険家屋として認定を受ける必要があります。

なお、要件を満たさない場合は、補助の対象になりません。

【対象となる空家】

町内にある居宅（空家住宅）で、住宅の不良度が 100 以上と判断されたものであること。
公道（避難路等を含む）の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空家が存する敷地と沿道との境界線を越えるおそれがあること等。

その他、お問い合わせください。

【対象者】

危険空き家の所有者または相続人等で、町税等の滞納がない人。

【補助の条件】

老朽危険空家の確認（認定）を受けること
１２月３１日（火）までに除却工事を完了すること
町内業者へ発注すること等

【補助金の額】

補助対象費用の 10 分の８以内で上限８０万円　（家財道具処分費等は対象外）

【募集期間】

事前調査の申し出期間
令和６年５月２４日（金）から**令和6年6月28日（金）まで**

【募集件数】

10 件（先着順ではありません。）
申し出多数の場合は、緊急度を考慮し審査により補助を行います。
募集期日迄に募集戸数に満たない場合は、募集戸数に達するまで随時受付けます。

【補助金交付の流れ】

危険空家の事前調査申し出（6月28日までに申請）
← 危険家屋の確認
不良度判定等要件調査
← 補助金の交付申請
審査
← 補助金の交付決定
← 解体工事の実施
← 完了報告
補助金申請
← 補助金交付

問い合わせ　建設課　都市計画係　担当：山下　45-1115【内線 2411】